

2017年2月10日

気候関連財務ディスクロージャー・タスクフォース（TCFD）による市中協議文書
「気候関連財務ディスクロージャー・タスクフォースの提言」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、気候関連財務ディスクロージャー・タスクフォース（TCFD）から2016年12月14日に公表された「気候関連財務ディスクロージャー・タスクフォースの提言」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがTCFDにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々は、気候関連リスクに係る開示を任意とすることを支持する。また、気候関連リスクにおける財務影響の定量化・開示の目的は理解できるものの、法域ごとの環境政策、産業政策、事業構造、および開示ルールは多様であり、各法域の実態に応じた運営の余地を認めるべき。

気候関連リスクの財務影響の計測はこれまで一般的には対応されておらず、拙速なリスク計測・開示を行えば、かえってミスリーディングな結果となる。この場合、特定の業界・資産の座礁資産化が過剰に進み、かえって金融システムの健全性を害する懸念があり、気候関連リスクの開示が強制的な枠組みにならないよう十分な留意が必要である。

また、現状のガイダンスはハイレベルなものとなっているため、本ガイダンスに則って個別に開示を進めた場合、定義や構成の違いにより結果として比較が困難なミスリーディングな記載が増加することに繋がりがねない。このため、比較可能性の向上のため、より具体的なガイダンスやテンプレート等を提示するべき。

加えて、銀行における気候関連リスク計測・開示には、与信先の適切な情報開示が必要であるが、銀行の与信先の大半は気候関連リスクの開示対象ではない非上場企業であるため、開示に足る情報を早期に収集することは不可能。このため、銀行の気候関連リスクの計測・開示には相当の期間が必要である。

【各論】

1. 全セクターに係る提言およびガイダンスについて

(1) 気候関連の機会

「気候関連の機会」についての開示は TCFD が目指す金融システム安定化の趣旨に関連がないとは言えないが、気候関連リスクの定量化・財務影響の開示に比して優先順位は低く、気候関連の機会に係る開示が過度な負担とならぬよう留意すべき。

また、気候関連の機会についての評価・開示を幅広く推進していくためには、作成者および利用者双方の立場から「気候関連の機会」の評価・開示方法について、明確化すべき。

(2) 気候関連シナリオの設定について

気候関連シナリオの設定は各法域の環境基準の取扱い、リスク管理手法に乖離がないようにし、かつ可能な限りシンプルなものであるべき。銀行は自社のリスク特性、リスク判断にもとづきシナリオ分析を行ったうえで業務戦略の決定を行っており、仮にシナリオ分析を行うのであればシナリオの設定は各行の裁量を認めるべき。データアベイラビリティや各行が属する法域の法制度を踏まえないまま、画一的かつ詳細なデータを要求するシナリオを適用すると、かえって不正確な分析結果となる可能性がある。例えば2℃シナリオを採用する場合においても、法域ごとに個別目標を設定しておりその基準時点も様々である。この様な背景を踏まえずに画一的な分析を行うと、気候関連リスクの過剰・過少な推計に繋がり、望ましくない。

(3) リスク管理

気候関連リスクの計測手法・モデルに関するガイドラインを策定すべき。気候関連リスクのシナリオを設定しても、分析手法が大きく異なる場合、同業態内でも当該リスクの比較可能性の担保が困難となる。上述のように各法域において気候関連リスクを取巻く法制度が異なるため、画一的なリスク計測モデルを設定することは避けるべきであるものの、一定のリスク計測に係るガイドラインを示すことは必要不可欠である。

(4) 開示の比較可能性

金融業ではポートフォリオミックスが各社ごとに大きく異なるため、各社が個社ごとの気候関連リスクの積上げを行っても、エクスポージャーの合計を比較しても気候関連リスクに係る有意な比較にならず、業界内での比較という目的にそぐわない。また、銀行の与信先は多数・多業態に亘り、なおかつ本開示の対象外である非上場企業が大宗を占めることから、1社ごとに詳

細な基準に当てはめて気候関連リスクに関する情報を収集し、査定するのは実務上困難。したがって、気候関連リスク開示の趣旨に沿えば、グローバルに共通して気候関連リスクが高いと認識されている業種や資産に係る開示に限定すべきである。

2. 補足ガイダンスについて

以下の気候関連リスクについては計測・開示対象から除外すべきである。

①投資業務

投資業務についての気候関連リスク計測は実務上困難であり、計測・開示対象から除外すべき。例えば銀行で一般的に行われるリミテッド・パートナー（LP）出資では、出資決定時には一部の出資先しか特定されていないケースが大半であり、本投資先の気候関連リスクの評価は実務的に困難である。また、LP出資後に投資先で気候関連リスクが発生した場合も、会計上はファンドからの配当キャッシュフローにもとづいて評価を行い、また本キャッシュフローは複数の出資先のパフォーマンスに基づいて決定されるため、投資持分に対する金融システム上の気候関連リスクの計測・開示は実務上不可能。

②新興国宛与信

新興国では、経済・インフラの発展度等に鑑みて必ずしも気候リスクの観点で最適な設備等の投資が適わないケースがあり、特に低所得国、島しょ国等では先進的な発電設備などの導入自体が不可能である。加えて、新興国では情報開示が不十分なケースも多く、特に気候関連リスクの開示の充実には相当の期間がかかることが想定される。結果的に、銀行としては新興国宛与信についてのインセンティブが低下することとなり、長期的な経済発展の阻害要因となる懸念がある。

③物理的リスク

気候関連リスクに係る物理的リスクについては、企業は損害保険等に参加し、ヘッジを行っており、すでに重要な気候関連リスクは企業側のアクションにより金融システムの中で吸収済であるといえる。追加的に損害保険会社以外の企業に物理的リスクを計測・開示させることは、各企業に対して重疊的、かつ過剰な負担をかけるものとなる。

また、「銀行は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった銀行業界の伝統的なリスク区分に関連して、気候関連リスクの定義付けを検討すべきである。」（補足ガイダンス 21 頁）とされているが、バーゼル銀行監督委員会による規制（バーゼル規制）との整合性を明確化すべき。例えば、リスク顕現化に伴う損失率等のデータがないもしくは制約がある

中で、気候関連リスクをどのように既存のリスク区分にもとづき定義付け、評価することを想定しているのか不明確である。

3. シナリオ分析

シナリオ分析結果の開示要否は慎重に検討すべき。シナリオ分析による気候関連リスクの分析については、管理手法・分析に必要な情報の取得が困難であり、投資家に対してミスリーディングな開示に繋がる恐れがある。加えて、不十分なシナリオ分析により特定のポートフォリオに関する風評リスクが発生する可能性があり、その結果、銀行の投融資資産（企業の保有資産）の劣化に繋がることで、金融システムに悪影響を及ぼす懸念がある。

仮にシナリオ分析結果を開示する場合には、開示企業がシナリオ分析を行ううえで参考とすべきグローバルな優良事例を「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」に追加することが望ましい。

作成者の立場からは、気候関連リスクの開示が定着・洗練されていない初期の段階では、2℃シナリオ等のシナリオが企業の財務諸表に与える影響度を企業が自ら予測し開示していく場合、予測の不確実性はもとより、内部の開示判断プロセス体制の構築等について困難を伴うことが想定される。

他方、利用者の立場からは、開示内容が簡略化されたケース（例えば、「気候変動が及ぼす著しい影響はない」としか記載されていない等）などでは、個別企業の開示内容の確実性を検証することが困難になる場合が想定される。

4. 金融セクターにおける炭素関連資産について

「炭素関連資産の定義およびその潜在的な財務上の影響については、追加の作業が必要であると考え」（補足ガイダンス 20 頁注書き）とされているが、各国ごとの開示基準や銀行の業務実態等も踏まえ、作成者に過剰な負担を掛けないように留意のうえ検討することが必要である。TCFD の提言は企業の自主的な開示ガイドラインとなるが、各国ごとの開示基準や銀行の業務実態（例えば、貸出資産の業種分類は必ずしも世界産業分類基準（GICS コード）にもとづいていない等）に合わせた開示を許容しなければ、各企業の開示負担が増加し、開示の拡大に繋がらない可能性がある。

あわせて、当該追加作業の作業主体（TCFD または個別企業等）も明確化すべき。仮に追加作業主体が TCFD である場合は、追加的な炭素関連資産の定義を今後公表することを検討すべき。

加えて、比較可能性の観点から、炭素関連資産のエクスポージャー開示の対象は、既存の開示枠組み等で気候関連リスクが極めて高いと指定されているも

のに限定すべき。本提言に従うと、同業種内でも環境に配慮した先進的な取り組みを行っている炭素関連資産へのエクスポージャーと、環境配慮が不十分な炭素関連資産へのエクスポージャーが同様に扱われる懸念がある。

5. 追加のフィードバックについて

【主要な検討課題および今後の作業領域】

気候関連リスクをメインストリームとなる財務諸表に組み込んでいく場合、提言では会計上の考慮について触れられているものの、減損会計等の会計ルールと気候関連リスクとの関係が明確化されない限り、気候関連リスクの開示が進まない可能性がある。よって、減損会計等の会計ルールと気候関連リスクとの関係を明確化すべき。

以 上